

容量市場 実務説明会 (容量拠出金対応) (対象実需給年度：2024年度)

2023年8月
電力広域的運営推進機関

1. はじめに	 3
2. 容量市場の概要	 6
3. 容量拠出金の概要	 8
4. 容量拠出金に関する各事業者における業務	 14
5. 容量拠出金の計算方法	 29
6. 容量拠出金に係る取引の性質や税務処理	 48
7. FAQ・お問い合わせ先	 51
(参考資料) 容量拠出金の概算シミュレーション	 57

1. はじめに

本資料の目的及び説明内容

- 本資料は、「容量市場 業務マニュアル 容量拋出金対応編（対象実需給年度：2024年度）」の主要な手順等を説明することで、小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者（以下、「小売電気事業者等」）の実需給期間における実務に関する理解を深めることを目的としております。
- 当該目的を踏まえ、本資料においては容量拋出金対応（対象実需給年度：2024年度）に係る主な実務手続きをご説明いたします。

本説明会の目的

「容量市場 業務マニュアル 容量拋出金対応編（対象実需給年度：2024年度）」の主要な手順等を説明することで、小売電気事業者等の実需給期間を対象とした実務に関する理解を深めること

説明内容

小売電気事業者等に対応いただく実需給年度（2024年度）を対象とした容量拋出金に係る主な実務手続きを説明

1. はじめに

容量市場と容量拠出金について

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

- 実需給2024年度の容量拠出金に関する全体スケジュールは以下の通りです。

項目	内容	スケジュール
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)の発行※	実需給2024年度の容量拠出金 仮請求額(年間総額) を発行予定	2023年12月予定
容量拠出金請求額通知書の発行※	毎月の容量拠出金請求額の 通知書を発行予定	2024年6月～
容量拠出金請求書の発行※	確定した毎月の容量拠出金の 請求書を発行予定	2024年7月～
年次精算 (還元 または 追加請求)	容量提供事業者から回収した経済的 ペナルティの還元や他事業者の未回収 分の追加請求を実施予定	2025年10月～11月予定

2.容量市場の概要

容量市場導入の背景および概要

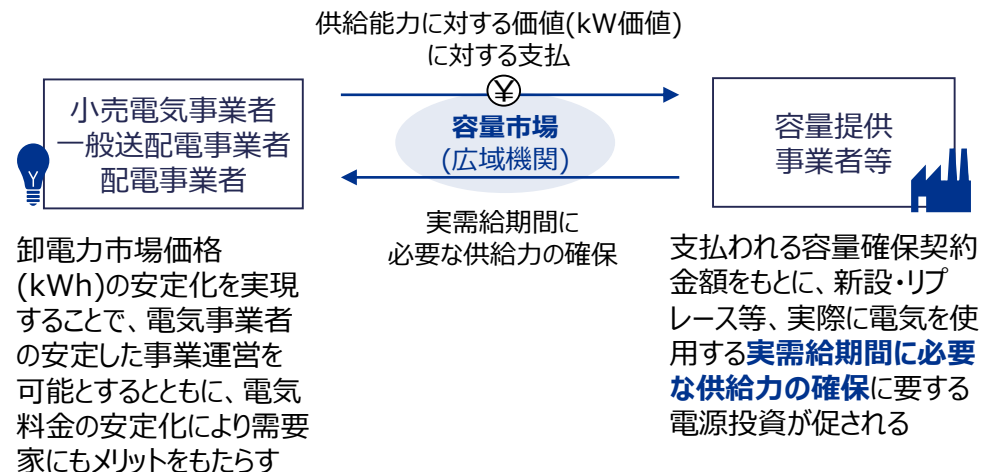
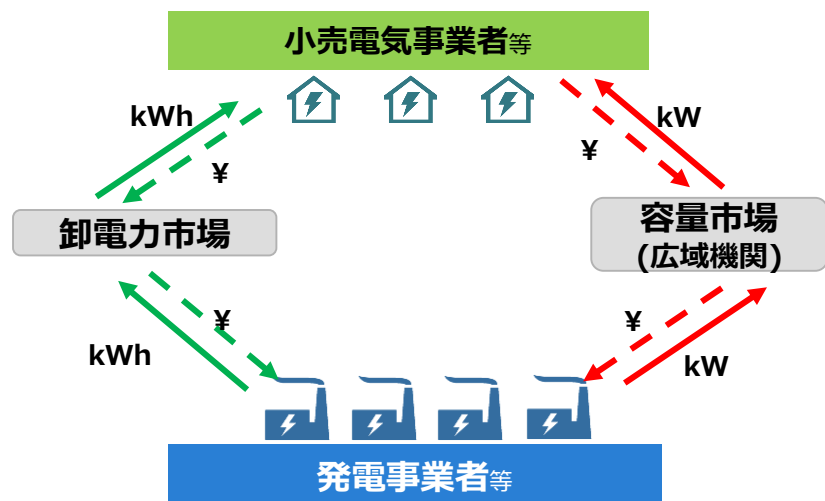
6

【容量市場導入の背景】

- 以下の目的を効率的に達成するために、容量市場を導入します。
 - 電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確実に確保すること
 - 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

【容量市場の概要】

- 容量市場では、電力量(kWh)ではなく、**将来の供給力(kW)**が取引されます。
- 容量市場とは、**将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組み**として、**発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等に市場へ参加していただくことにより供給力を確保する仕組み**です。

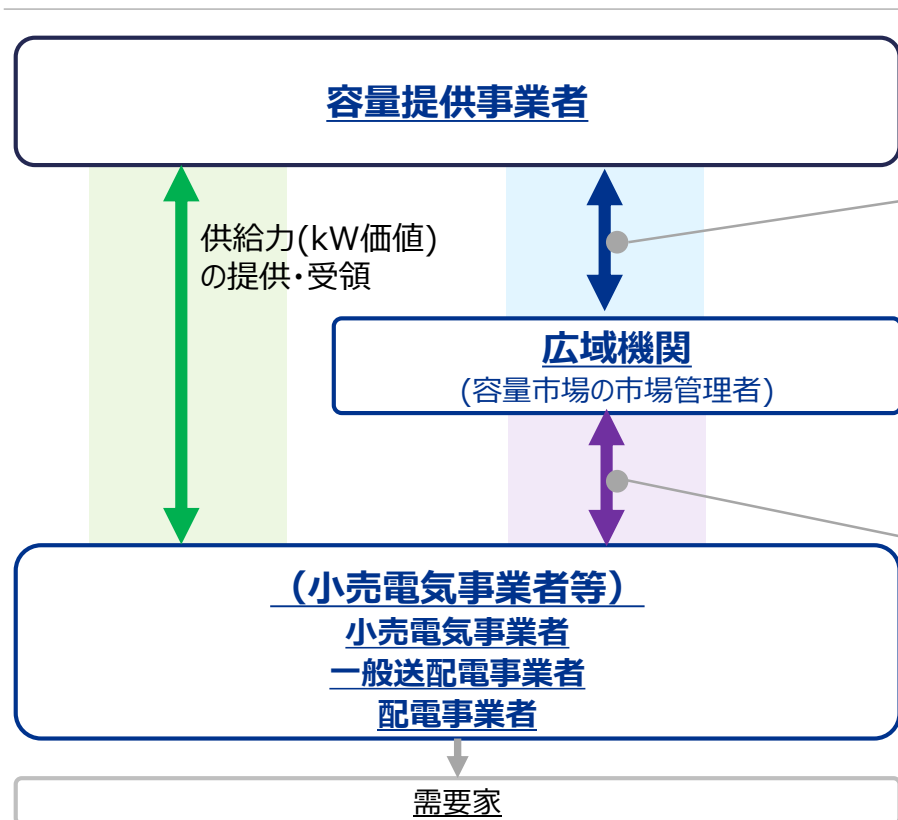


2.容量市場の概要

容量市場の取引の流れ

- 容量提供事業者については、容量確保契約金額を中心に経済的ペナルティや経済的ペナルティの返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等については、容量拠出金を中心に未回収分の追加請求や還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】

容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】

実需給前、実需給期間中において、アセスメントの結果、容量提供事業者に科される違約金

【経済的ペナルティの返金】

実需給前に市場退出による経済的ペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催有無に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量拠出金】

小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力を確保するための取引

【未回収分の追加請求(年次精算)】

小売電気事業者等の取引で生じた容量拠出金の未回収分を、他の小売電気事業者等へ追加請求することにより総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】(小売電気事業者のみ)

受け渡し期間における容量提供事業者のリクワイアメント未達による経済的ペナルティ等を小売電気事業者等の取引の総額に反映させるための取引

3.容量拠出金の概要 容量拠出金の全体像

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、本機関の定款に基づき、小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に拠出いただくものです。2024年度以降に本機関の会員である小売電気事業者については年間ピーク時kWシェア等に応じて、一般送配電事業者、配電事業者については各エリアのH3需要に応じて容量拠出金を本機関に支払って頂きます。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者へ、本機関が容量確保契約金額を支払います。



3.容量拋出金の概要 (参考)既存の相対契約について

- 容量拋出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が支払います。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際※の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

※見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。

(広域機関ホームページ)相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示 <https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



3.容量拠出金の概要 未回収分の追加請求および還元について

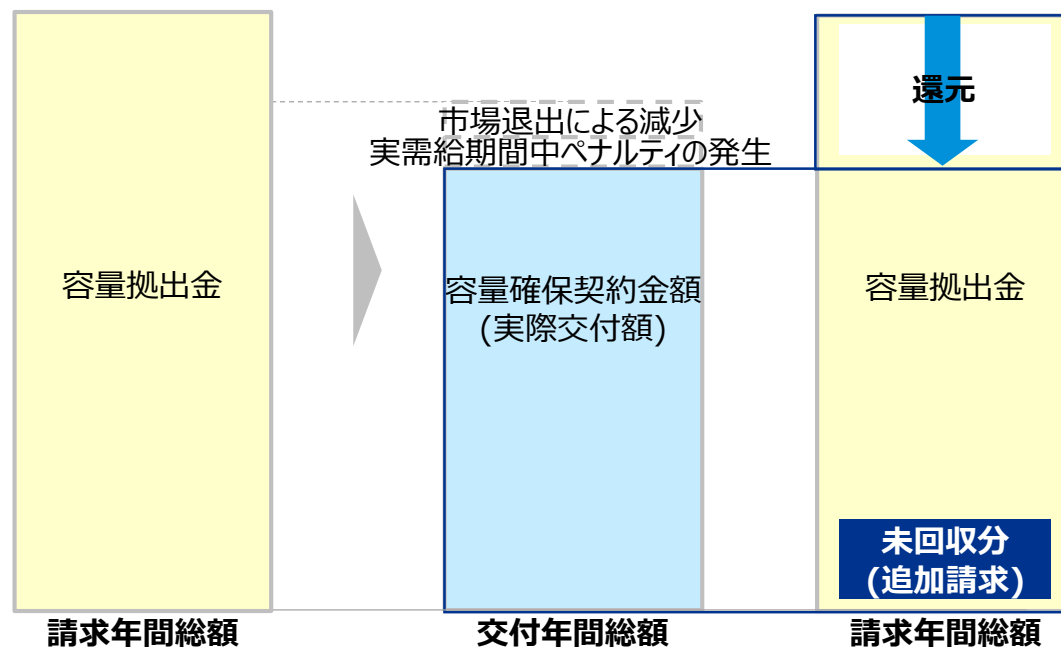
10

- 未回収分の追加請求※1,2は、容量拠出金の未回収分を他の小売電気事業者等へ追加請求する取引です。
- 還元※3は、容量提供事業者側の取引の総額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。
(経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの)
- 未回収分の追加請求、還元とも毎月月次で実施するものではなく、対象年度の取引終了後、一定の時期に単年度分をまとめて、精算を実施するものとなります。

※1 配電事業者の容量拠出金の未回収分が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を実施

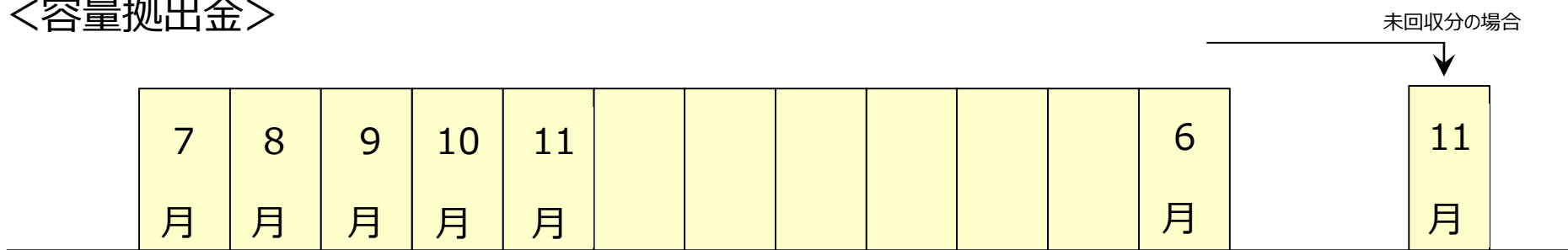
※2 小売電気事業者の容量拠出金の未回収分が生じた場合は、小売電気事業者を対象として算定を実施

※3 小売電気事業者のみが対象

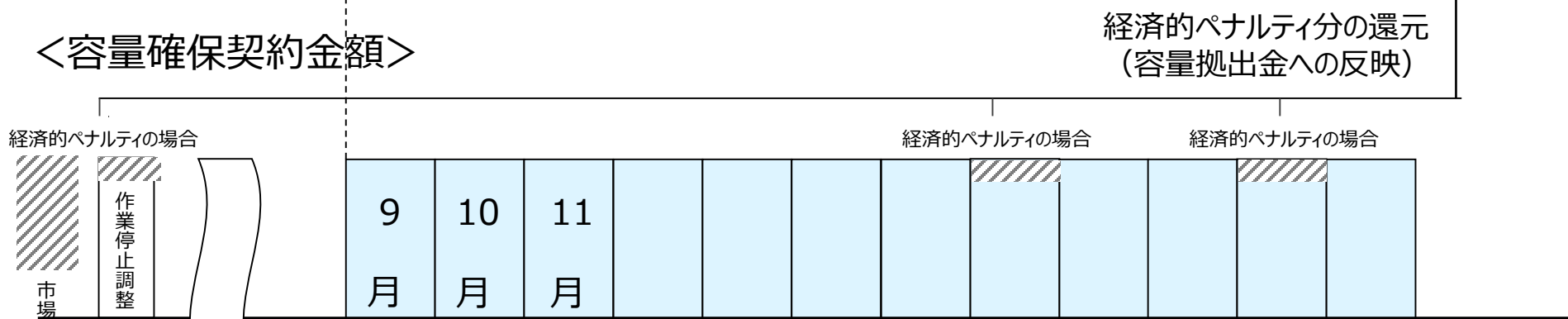


- 4月（N月）を対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求が行われます。
- 容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の未回収が生じた場合は容量拠出金へ反映を行うため当該年度の翌年10月に精算を開始し、翌月の11月に、追加請求の場合は請求書を、還元の場合は支払通知書を送付し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金それぞれの総額を一致させます。

<容量拠出金>



<容量確保契約金額>



3.容量抛出金の概要 請求・支払について②

12

- 容量抛出金の請求と支払の月次スケジュールは以下を予定しています。
4月（N月）を請求対象月とした場合、
 - 6月（N+2月）の第10営業日に容量抛出金の請求額通知書を発行します
 - 7月（N+3月）の10日までに容量抛出金の請求書を発行します
 - 容量抛出金の請求書発行から1か月以内※にお支払いいただきます
- 上記の月次スケジュールにて毎月の請求額通知・請求・支払のフローが進んでいきます。

■ 容量抛出金の月次スケジュール



■ 容量抛出金の支払期日について (本機関の定款より)

(容量抛出国)

- 第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る抛出国（以下「容量抛出国」という。）を求めることができる。
- 2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛出国の額を算出するために必要な情報を求めることができる。
- 3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。
- 4 容量抛出国の額に関する事項は、容量抛出国の請求ごとに、理事会の議決により定める。
- 5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量抛出国の請求を受けてから1か月以内に容量抛出国を納入しなければならない。

3.容量拠出金の概要 (参考) 容量拠出金に係る各種帳票

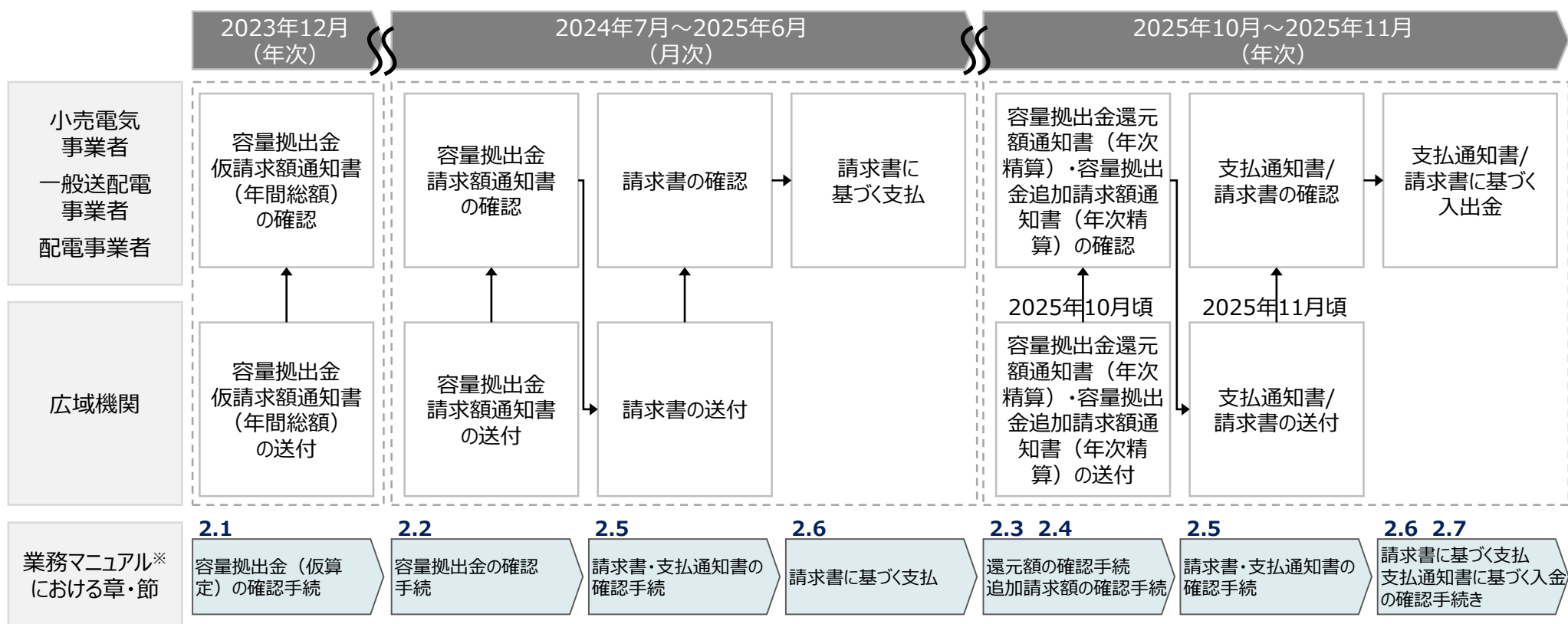
- 容量拠出金に係る帳票は以下を予定しております。これらの帳票は本機関の会員情報管理システムを通じて発行されます。
- 各帳票の書式、記載項目等は「4.容量拠出金に関する各事業者における業務」を参照ください。

帳票	内容	発行スケジュール
容量拠出金仮請求額通知書 (年間総額)	実需給期間の容量拠出金仮請求額 (年間総額) が記載された通知書です	毎年12月頃発行予定
容量拠出金請求額通知書	容量拠出金請求額 が記載された通知書です	請求対象月をN月とした場合、 N+2月の第10営業日に発行予定 ※4月対象分は6月第10営業日に発行
請求書 ※通常の月次の容量拠出金	容量拠出金請求額 が記載された請求書です	請求対象月をN月とした場合、 N+3月の10日までに発行予定 ※4月対象分は7月10日までに発行
容量拠出金還元額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る還元額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年10月頃発行予定 ※2024年度分は2025年10月頃に発行
容量拠出金追加請求額通知書 (年次精算)	容量拠出金に係る追加請求額 が記載された通知書です	実需給期間の翌年10月頃発行予定 ※2024年度分は2025年10月頃に発行
支払通知書 ※右記の年次精算を踏まえ 支払となる場合	容量拠出金還元額通知書(年次精算)に基づく還元額から、容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)に基づく追加請求額および容量拠出金請求額通知書に基づく対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額を差し引いた金額が、正となる場合は支払通知書、負となる場合は請求書が発行されます	実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2024年度分は2025年11月頃に発行
請求書 ※右記の年次精算を踏まえ 請求となる場合		実需給期間の翌年11月頃発行予定 ※2024年度分は2025年11月頃に発行

4.容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金に関する各事業者における業務の全体像

14

- 容量拠出金に関する各事業者における主な業務は、毎年12月に発行される容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の確認、月次の請求書等の確認・支払に係る業務、年次精算に係る業務です。
- 本資料では、各帳票の確認手続を中心に説明いたします。実需給期間に係る業務の詳細は、業務マニュアルをご参照ください。



※： 容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）

15

- 



・以下の項目におおね願います。なお、おね願の際の人数につきましては、事業者様にてご負担願います。
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
 □電話番号:1234567
 □所在地:123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890
 □郵便番号:〒1234567
 □関係者は発行済みです。
 □関係者は発行済みです。発行済みのある旨の連絡がない場合には、関係内容のとおり確認があったものといたします。

4.容量拠出金に関する各事業者における業務 各種帳票の確認(1/2)

16

- 会員情報管理システムのメニューの「容量市場請求書等情報」をクリックし、「容量市場請求書等一覧」画面に遷移します。
- 検索画面で実需給年度を入力、確認したい「帳票種類」をチェックし、「検索」ボタンをクリックします。

容量市場請求書等一覧

実需給年度を入力

複数条件指定時はAND検索／チェックボタンはOR検索

●容量市場請求書等検索

実需給年度	半角	2024	年度
対象月		▼	
通知書番号	半角		※前方一致
帳票種類		☒ 容量拠出金仮請求額通知書 ☐ 容量拠出金請求額通知書 ☐ 容量拠出金還元額通知書 ☐ 容量拠出金追加請求額通知書 ☐ 支払通知書 ☐ 請求書	
通知日			～
金額(月額/年額)	半角		～

「検索」ボタンをクリック

確認したい「帳票種類」をチェック

検索

×検索条件をクリア

4.容量拋出金に関する各事業者における業務 各種帳票の確認(2/2)

17

- 検索結果一覧画面のうち、該当する帳票について内容の確認を行います。
- 請求書等列の「○」をクリックし、請求書のPDFを表示します。

●容量市場請求書等一覧

「○」をクリック

実需給年度	対象月	事業者コード	事業者名	通知書番号	帳票種類	通知日	請求(振込)期日	金額(月額/年額)	請求書等
2024	-	3511	サンプル株式会社	PC2022113000010-01	容量拋出金仮請求額通知書	2023/11/30	-	0円	○

「容量市場請求書等一覧」画面イメージ

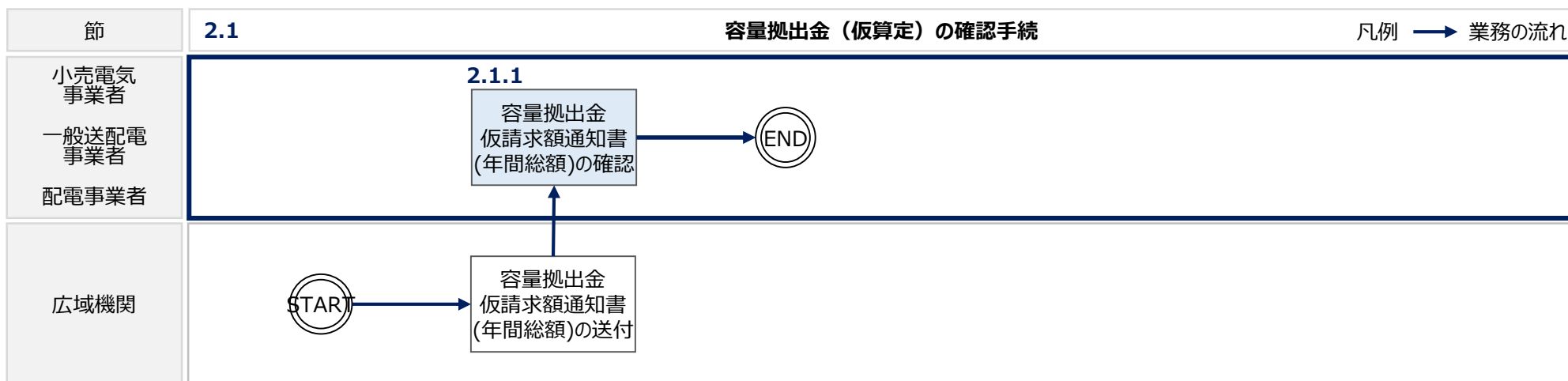
・「○」をクリックし請求書を開いた後、以下で保存してください。

「印刷」ボタンを押下 → 送信先で「PDFに保存」を選択 → 「保存」ボタンを押下

4.容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）に係る業務

18

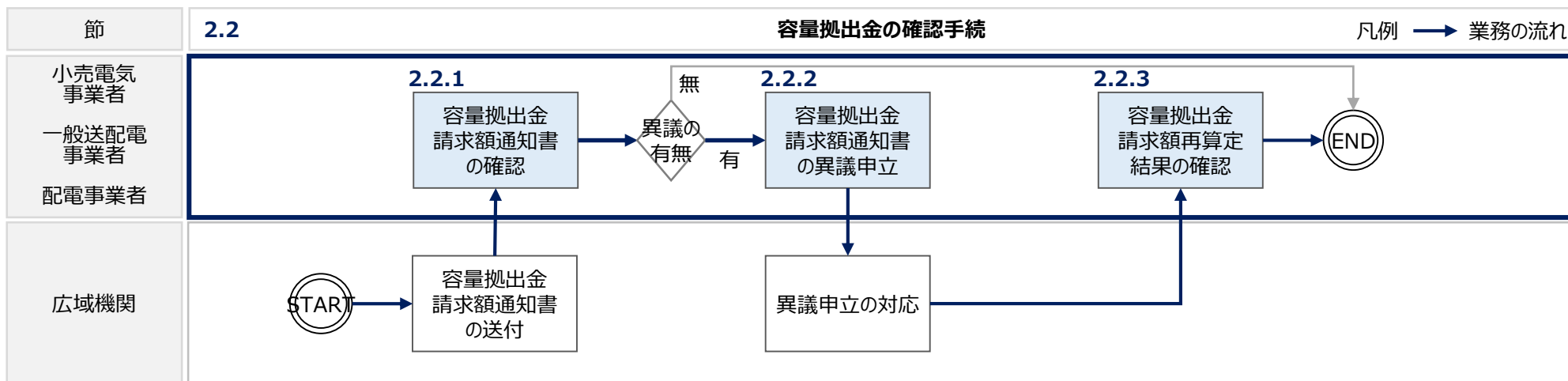
- 容量拠出金（仮算定）の確認手続について、本資料では、「2.1.1容量拠出金仮請求額通知書(年間総額)の確認」について説明いたします。
- 実需給2024年度に係る容量拠出金について、2024年7月の請求開始にあたって、2023年12月に容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を送付予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）を発行後、事業者に容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。
- なお、当該仮請求額通知書の値は、2023年度の夏季のピーク時の電力（kW）を基礎として算定するため、2023年度冬季ピーク時の電力（kW）および2024年度の各月のシェア変動を考慮する前の概算金額となります。



4.容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金請求額通知書に係る業務

20

- 容量拠出金の確認手続について、本資料では、「2.2.1 容量拠出金請求額通知書の確認」について説明いたします。
- 容量拠出金請求額通知書は、4月（N月）を請求対象月とした場合、6月（N+2月）の第10営業日に送付予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金請求額通知書を発行後、事業者に容量拠出金請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



4.容量拠出金に関する各事業者における業務 容量拠出金請求額通知書の記載項目と確認観点

21

- 容量拠出金請求額通知書の出力後、容量拠出金請求額等の記載項目を確認してください。
- 容量拠出金請求額通知書はエリア毎に発行されるため、複数エリアで小売事業をしている事業者には、そのエリア数に応じて本通知書が発行されます。

容量拠出金 請求額通知書

通知書番号 : 123456789012345678
通知日 : YYYY年MM月dd日

123456789012345678
901234567890123456
78901234567890 御中

事業者コード: 1234 電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
事業区分 : 12345678901234567890
12345678901234567890
1234567890
問い合わせ先
部署 : ○○部
電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 1234567890123456789012345678901234567890

1. 容量拠出金請求額

容量拠出金請求額[円] -123,456,789,012,345

容量拠出金請求額(調整前)[円]	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報(請求対象月分)

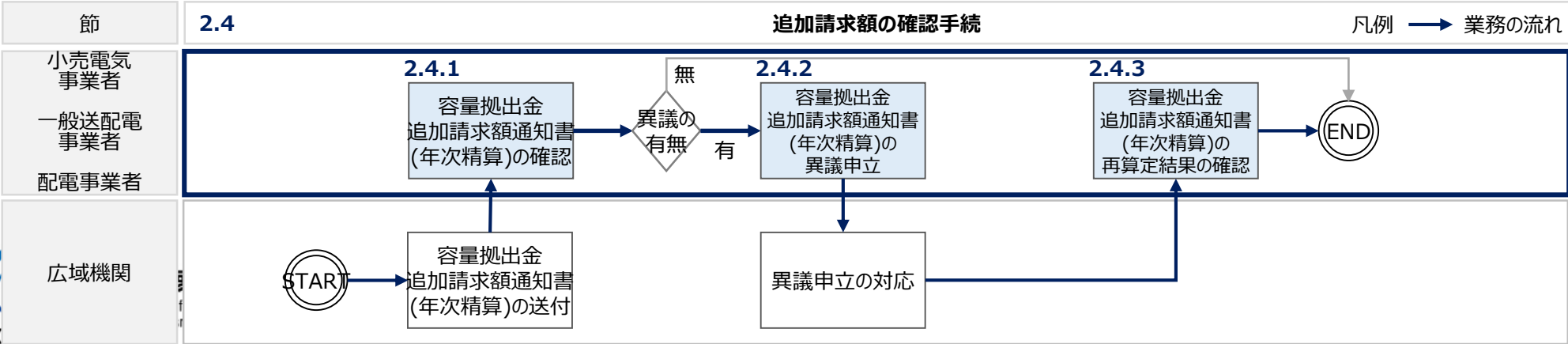
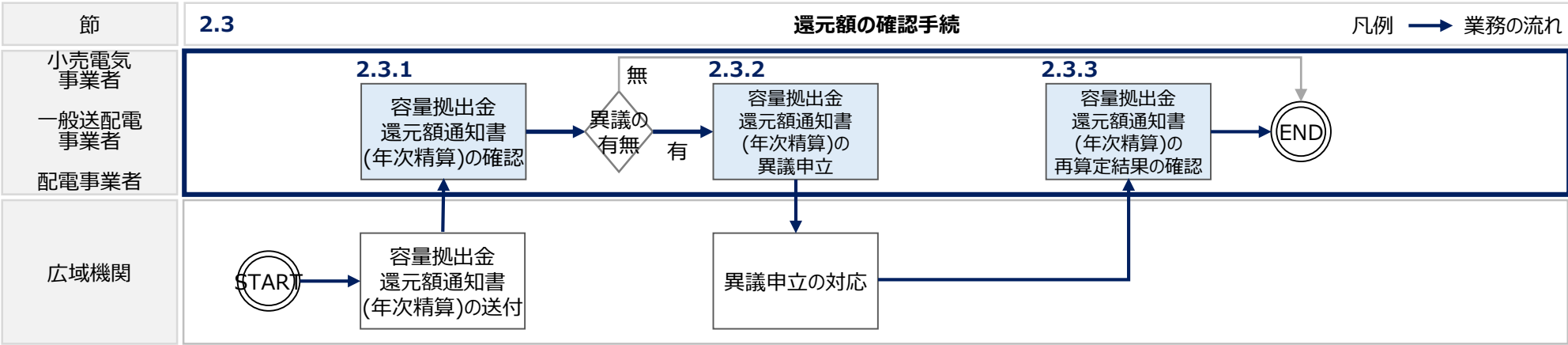
容量拠出金算定対象エリア	123
エリア別の負担総額[円]	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量拠出金請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

セクション	記載項目	確認観点
1. 容量拠出金請求額	容量拠出金請求額[円]	通知対象事業者の容量拠出金負担額(月額)が記載されています 容量拠出金請求額は、エリアの負担総額に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報(請求対象月分)に記載されている負担分の比率は小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	容量拠出金請求額(調整前)[円]	容量拠出金請求額から調整額を差引する前の金額であることを確認してください
	調整額[円]	備考欄の記載内容について金額が記載されています
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量拠出金請求額(調整前)と調整額の差引結果となっていることを確認してください
2. 算定諸元情報(請求対象月分)	容量拠出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください
	エリアの負担総額[円]	エリア別の容量拠出金負担総額(月額)が記載されています
	負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者: ・通知対象事業者のシェア比率(概算)が記載されています 一般送配電事業者・配電事業者: ・通知対象事業者の負担比率(概算)が記載されています なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量拠出金請求額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください

4.容量拠出金に関する各事業者における業務
還元および追加請求に係る業務

- 還元額の確認手続、追加請求額の確認手続について、本資料では、「2.3.1 容量拠出金還元額通知書(年次精算)の確認」、「2.4.1 容量拠出金追加請求額通知書(年次精算)の確認」について説明いたします。
- 実需給2024年度に係る容量拠出金について、2025年10月頃に容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を送付予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書を発行後、事業者には容量拠出金還元額通知書・容量拠出金追加請求額通知書が発行された旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。



4.容量抛 outcomes に関する各事業者における業務
容量抛 outcomes 還元額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

■ 容量抛 outcomes 還元額通知書（年次精算）の出力後、容量抛 outcomes 還元額等の記載項目を確認してください。

容量抛 outcomes 還元額通知書（年次精算）

通知書番号 : 123456789012345678
通知日 : yyyy年MM月dd日

123456789012345678
901234567890123456
78901234567890 御中
事業者コード : 1234

電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先
部署 : ○○部
電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 1234567890123456789012345678901234567890

1. 容量抛 outcomes 還元額

容量抛 outcomes 還元額[円] -123,456,789,012,345

容量抛 outcomes 還元額[円](調整前)	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345
備考:	

小計[円] -123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報

還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額[円]①	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	-123,456,789,012,345
還元額の原資となる総額[円]①+②	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	123.45
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	

※容量抛 outcomes 還元額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

セクション	記載項目	確認観点
1.容量抛 outcomes 金還元額	容量抛 outcomes 還元額 [円]	通知対象事業者の容量抛 outcomes 還元額が記載されています 容量抛 outcomes 還元額は、還元額の原資となる総額① + ②に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。 ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率は小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	容量抛 outcomes 還元額 (調整前)[円]	容量抛 outcomes 還元額から調整額を差引する前の金額であることを確認してください
	調整額[円]	備考欄の記載内容について金額が記載されています
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量抛 outcomes 還元額(調整前)と調整額の差引結果となっていることを確認してください
2.算定諸元情報	還元額の原資となる実需給期間前の経済的ペナルティ入金総額 [円]①	実需給期間前に発生した経済的ペナルティ額の入金総額が記載されています
	還元額の原資となる請求額と実交付額等の差額[円]②	実需給年度に係る容量抛 outcomes の請求総額から実需給年度に係る容量確保契約金額の実際交付額を差し引いた金額が記載されています
	還元額の原資となる総額[円]①+②	①+②となることを確認してください
	負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： ・通知対象事業者のシェア比率（概算）が記載されています なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量抛 outcomes 還元額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください

4.容量抛出金に関する各事業者における業務
容量抛出金追加請求額通知書（年次精算）の記載項目と確認観点

- 容量抛出金追加請求額通知書（年次精算）を出力後、容量抛出金追加請求額等の記載項目を確認してください。
- 容量抛出金追加請求額通知書（年次精算）は、小売電気事業者に対しては小売事業をしているエリア数に関係なく1通のみ発行され、一般送配電事業者・配電事業者に対してはエリア毎に発行されます。

容量抛出金 追加請求額通知書（年次精算）

123456789012345678
901234567890123456
78901234567890

通知書番号 : 123456789012345678
通知日 : yyyy年MM月dd日

事業者コード : 1234
事業区分 : 12345678901234567890
12345678901234567890
1234567890

電力広域的運営推進機関
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
問い合わせ先
部署 : ○○部
電話番号 : ○○-○○○○-○○○○
E-Mail : ××××@occto.or.jp

件名: 1234567890123456789012345678901234567890

1. 容量抛出金追加請求額

容量抛出金追加請求額[円]
-123,456,789,012,345

容量抛出金追加請求額[円](調整前)	-123,456,789,012,345
調整額[円]	-123,456,789,012,345

備考:

小計[円]
-123,456,789,012,345

2. 算定諸元情報

容量抛出金算定対象エリア	123
未収金総額[円]	-123,456,789,012,345
負担分の比率[%]	
※小数点第3位を四捨五入した概算比率	123.45

※容量抛出金追加請求額に異議がある場合、5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

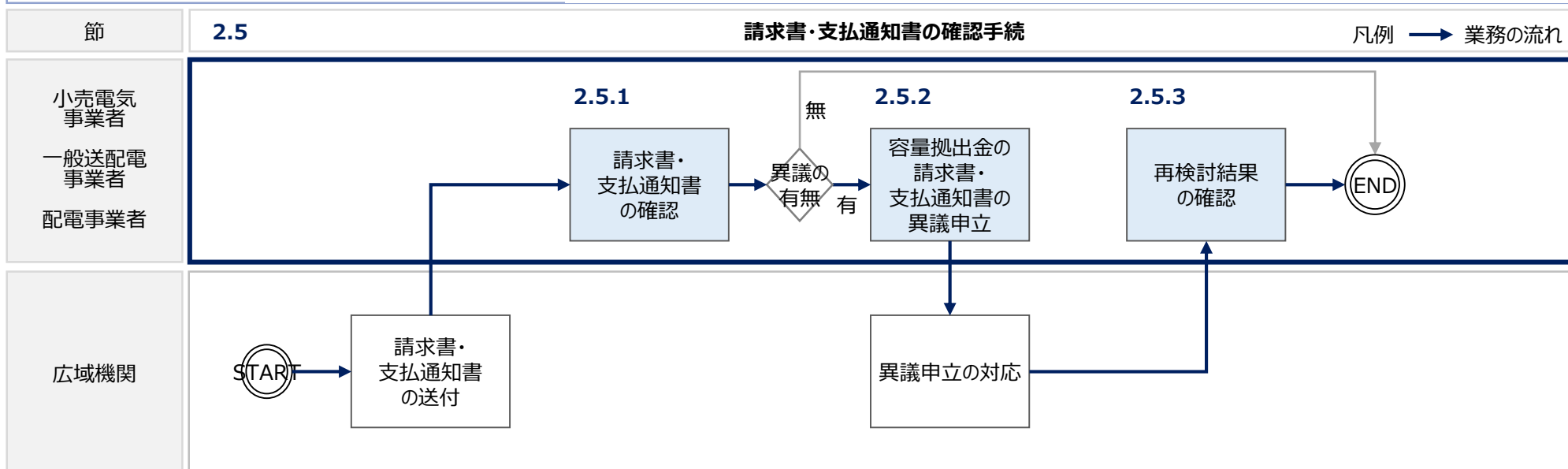
セクション	記載項目	確認観点
1.容量抛 出金追加請求 額	容量抛出金追加請求額[円]	通知対象事業者の容量抛出金追加請求額が記載されています 容量抛出金追加請求額は、未収金総額に負担分の比率(有効数字16桁)を乗じることで算定されます。ただし、算定諸元情報に記載されている負担分の比率は小数第3位を四捨五入した概算比率であることにご留意ください
	容量抛出金追加請求額(調整前)[円]	容量抛出金追加請求額から調整額を差引する前の金額であることを確認してください
	調整額[円]	備考欄の記載内容について金額が記載されています
	備考	記載内容を確認してください
	小計[円]	容量抛出金追加請求額(調整前)と調整額の差引結果となっていることを確認してください
2.算定諸元 情報	容量抛出金算定対象エリア	対象のエリアであることを確認してください (小売電気事業者に対する通知の場合、「-」と記入されます)
	未収金総額[円]	実需給年度に係る容量抛出金の未収金総額が記載されています
	負担分の比率[%] ※小数点第3位を四捨五入した概算比率	小売電気事業者： ・通知対象事業者のシェア比率(概算)が記載されています 一般送配電事業者・配電事業者： ・通知対象事業者の負担比率(概算)が記載されています なお、負担分の比率が0.00%であっても、容量抛出金追加請求額が0でない場合があることにご留意ください
	異議申立日数	記載内容を確認してください

4.容量拠出金に関する各事業者における業務 請求書・支払通知書に係る業務

25

- 請求書・支払通知書の確認手続について、本資料では、「2.5.1 請求書・支払通知書の確認」について説明いたします。
- 容量拠出金請求書は、請求対象月をN月とした場合、N+3月の10日までに送付予定です。
- また、実需給2024年度に係る容量拠出金の年次精算については、容量拠出金請求書または支払通知書※を2025年11月頃に送付予定です。
- 本機関が会員情報管理システムにて容量拠出金の請求書または支払通知書を発行後、事業者はその旨のメールが送付されます。事業者はメールを受領後、会員情報管理システムにアクセスし、帳票の内容を確認してください。

※：年次精算において、追加請求額および対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を上回る場合は請求書を、追加請求額および対象実需給年度2025年度の月次の容量拠出金請求額の合計額が、還元額を下回る場合は支払通知書を、本機関から発行します。



26

- ・領収書は発行不要です。
- ・通知後12営業日以内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容のとおり確認があったものといたします。
- ・支払通知書のうち、取引対象欄に「*」がついているものは、軽減税率対象となります。

4.容量拠出金に関する各事業者における業務 請求書に基づく支払

27

- 容量拠出金請求書が発行されてから1か月以内にお支払いただきます。事業者は、請求書記載内容を基に、請求額の振込手続きを行ってください。なお、振込手数料は事業者負担であることにご留意ください。

- 振込人名（カナ）は以下の通りに記載してください。

- **振込人名：事業者コード（4桁）＋空白1文字＋法人略称＋事業者名（カナ）**
- **法人略称は、金融機関口座カナ名義と同様の略称としてください**
- **ただし、事業名称（協同組合等）については、法人略称は不要です**

例) 株式会社電力広域的運営推進機関（事業者コード：1 2 3 4）の場合
振込人名：1 2 3 4 カ)デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカン

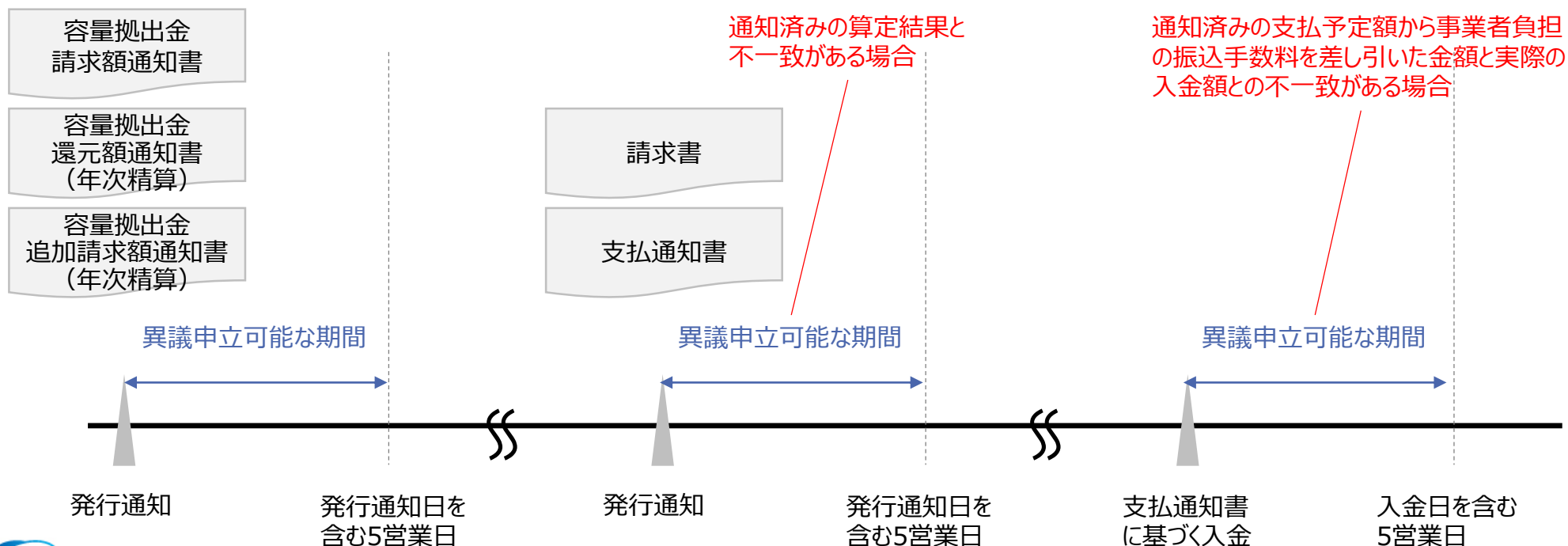
例) 電力広域的運営推進機関協同組合（事業者コード：5 6 7 8）の場合
振込人名：5 6 7 8 デンリョクコウイキテキウンエイスイシンキカンキョウドウクミアイ

- なお、支払に応じない場合、本機関の定款または業務規程に基づき、本機関による当該会員の名称の公表や、当該会員に対する指導または勧告若しくは制裁が行われることとなります。それでもなお、改善が見られない場合は、必要に応じ、電気事業法に基づく経済産業大臣による供給能力確保その他必要な措置をとることの命令、あるいは、業務改善命令の発出が検討されることとなります。

4.容量拠出金に関する各事業者における業務 (参考) 異議申立手続

28

- 本機関から発行された容量拠出金請求額通知書、容量拠出金還元額通知書（年次精算）、容量拠出金追加請求額通知書（年次精算）、または請求書、支払通知書に対して、発行通知受領日を含む5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
- また、支払通知書が発行された場合については、本機関から振込された入金額に対して、入金日から5営業日以内であれば、メールにより異議申立を行うことが可能です。
- メール宛先、記載事項等は今後、公表される容量市場 業務マニュアル 容量拠出金対応編（対象実需給年度：2024年度）を参照してください。

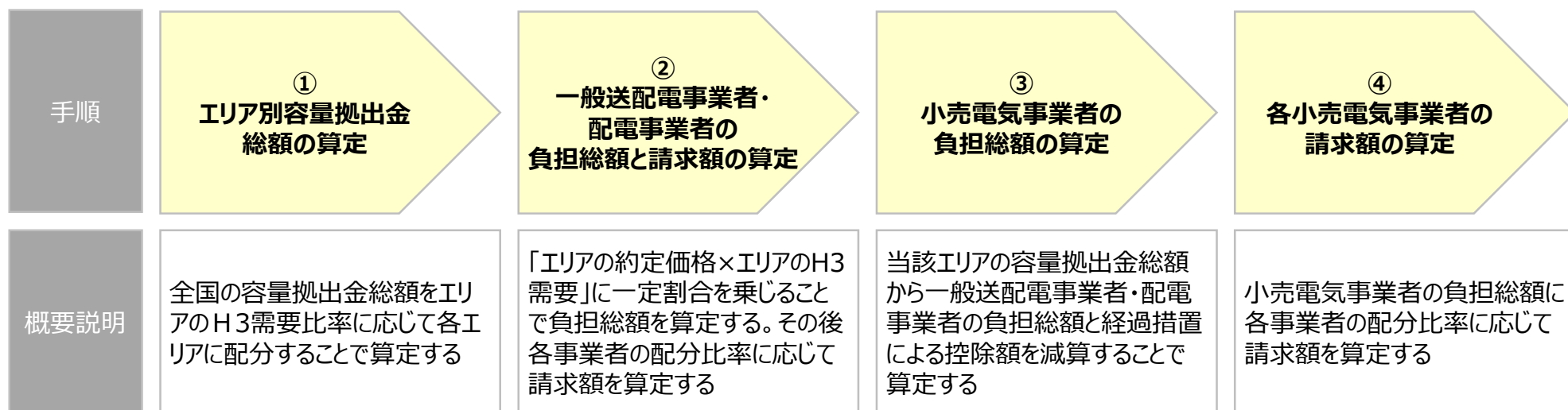


5.容量拋出金の計算方法 請求額の算定方法

29

■ 各事業者への容量拋出金の請求額は、以下①～④の手順で算定します。

- ①エリア別容量拋出金総額の算定
- ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定
- ③小売電気事業者の負担総額の算定
- ④各小売電気事業者の請求額の算定



5. 容量拠出金の計算方法

① エリア別容量拠出金総額の算定

① エリア別容量拠出金
総額の算定

② 一般送電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

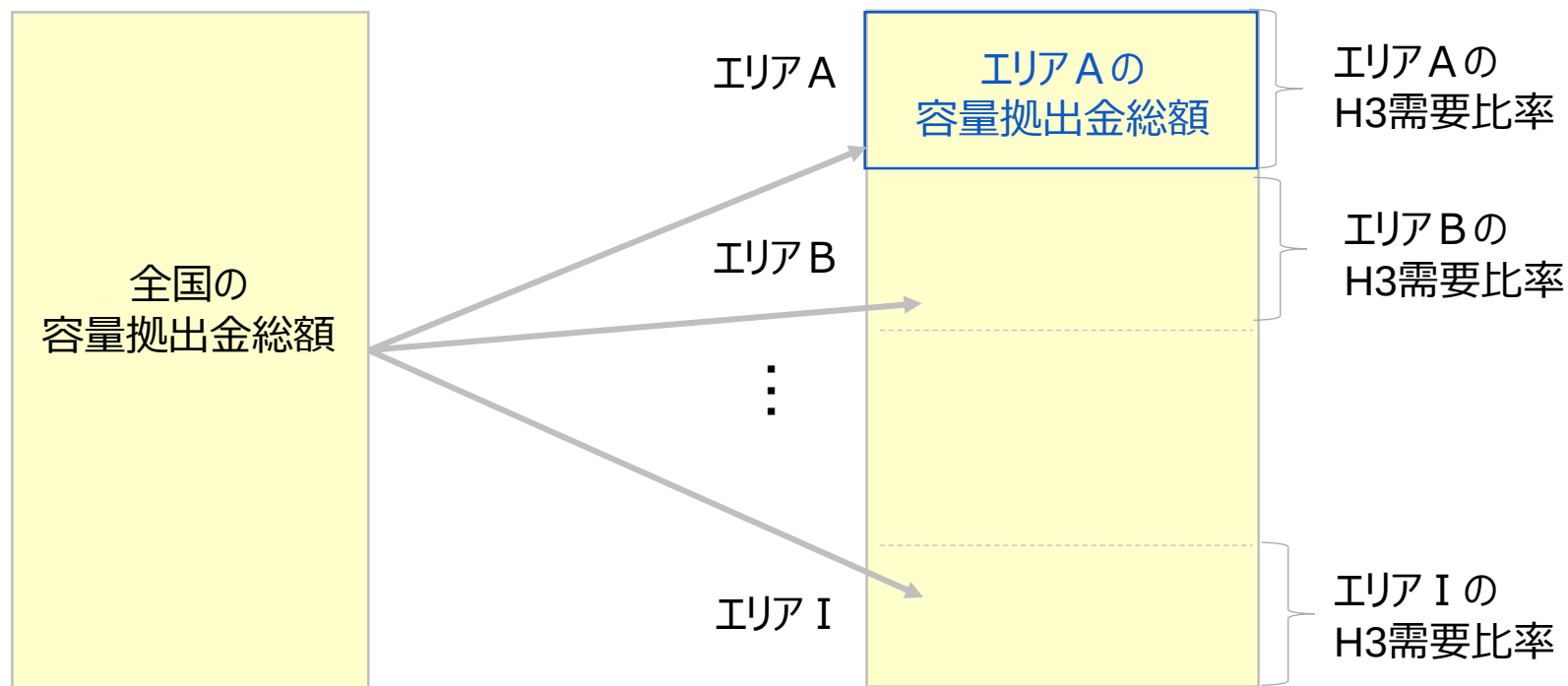
③ 小売電気事業者
の負担総額の算定

④ 各小売電気事業者
の請求額の算定

30

- エリア別容量拠出金総額は、全国の容量拠出金総額をエリア別のH3需要比率※に応じて、各エリアに配分することで算定します。

イメージ図



5.容量抛出金の計算方法

①エリア別容量抛出局総額の算定_計算例

①エリア別容量抛出局
総額の算定

②一般送電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

31

■ エリア別容量抛出局総額 = 全国の容量抛出局総額※ × 当該エリアのH3需要比率

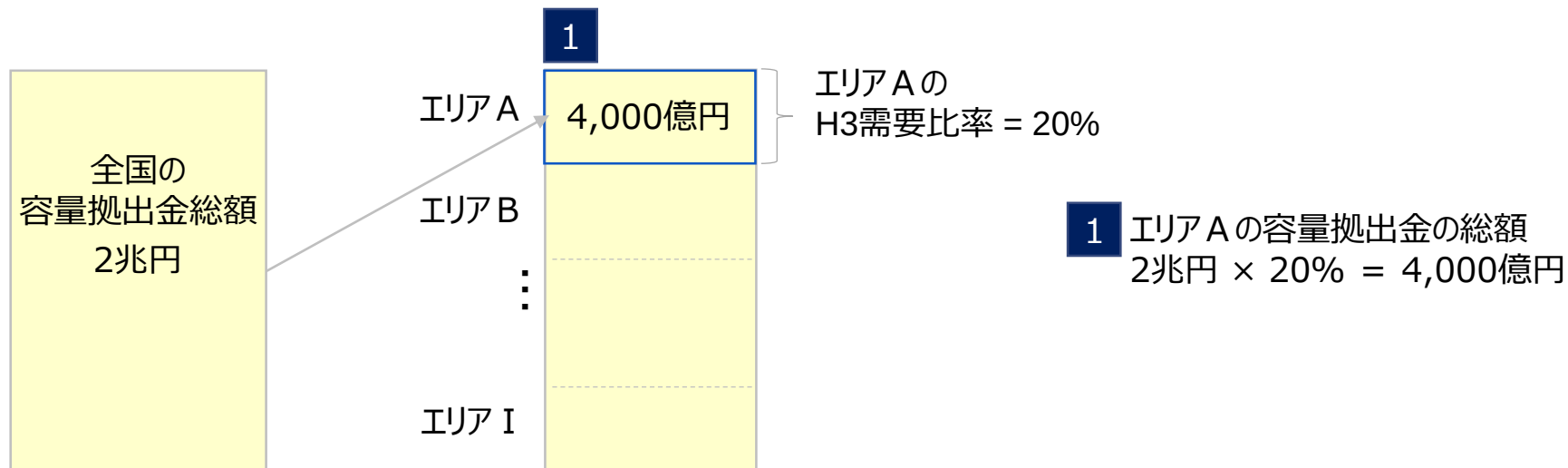
※全国の容量抛出局総額 = メインオークション約定総容量 × 約定価格

計算イメージ

例)

全国の容量抛出局総額：2兆円

エリアAのH3需要：20%



5. 容量拠出金の計算方法

② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

① エリア別容量拠出金
総額の算定

② 一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③ 小売電気事業者
の負担総額の算定

④ 各小売電気事業者
の請求額の算定

32

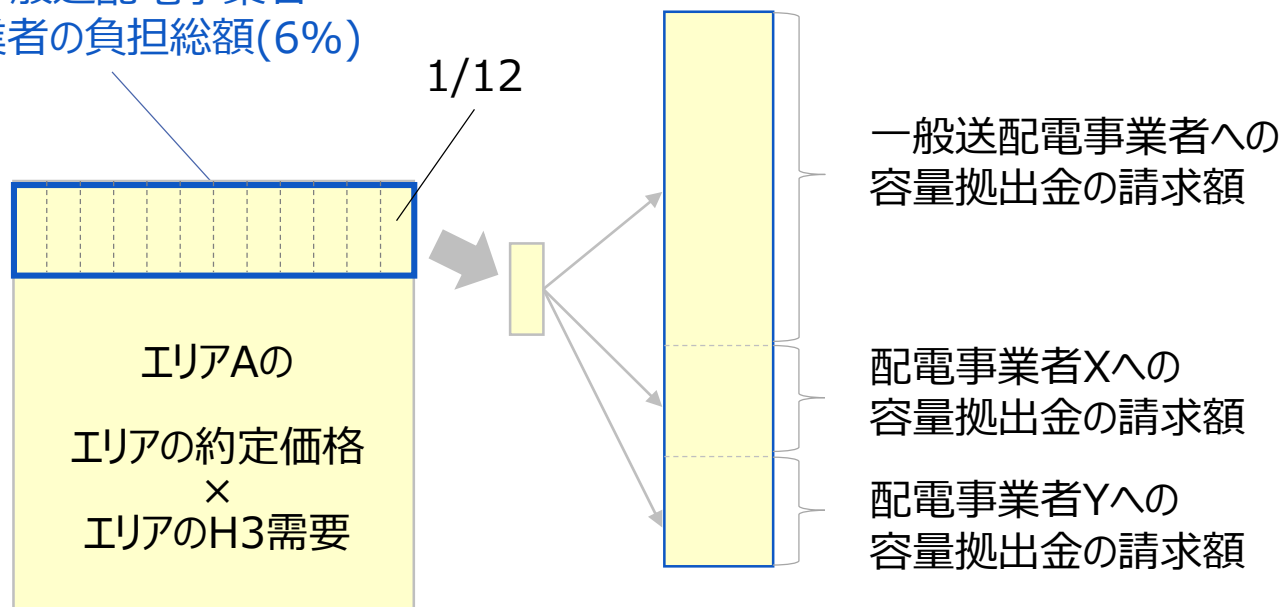
- 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額は、エリアの約定価格×エリアのH3需要に6%※を乗じることで算定します。また請求額については、一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

※送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

イメージ図

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在する場合

エリアAの一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額(6%)



5. 容量拠出金の計算方法

② 一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_配分比率計算方法

33

- 一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金の配分比率については、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに、以下の式によって計算を行います。

➤ 配分比率 = 各事業者のH3需要※ ÷ エリア全体のH3需要※
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要※)

※：配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

一般送配電事業者・配電事業者の配分比率計算イメージ

配電事業者が新規参入した年度の供給計画(第1年度)における想定需要(H3需要)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
エリア計	10	10	11	14	15	14	10	11	13	14	14	12
一般送配電事業者	7	7	8	9	10	9	7	8	9	9	9	8
配電事業者X	1	1	1	1	3	2	1	1	2	2	2	2
配電事業者Y	2	2	2	3	2	2	2	2	2	3	3	2

年間最大需要発生月のH3需要をもとに配分比率を算定

事業者	配分比率
一般送配電事業者	10/15
配電事業者X	3/15
配電事業者Y	2/15

5. 容量拠出金の計算方法

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定_計算例

34

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 6%※1
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額 = $\left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{\div 12} \right) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率} \times 2$

※1：送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は8%

※2：各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率 = $\frac{\text{各事業者のH3需要}}{\div \text{エリア全体のH3需要}}$
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要)

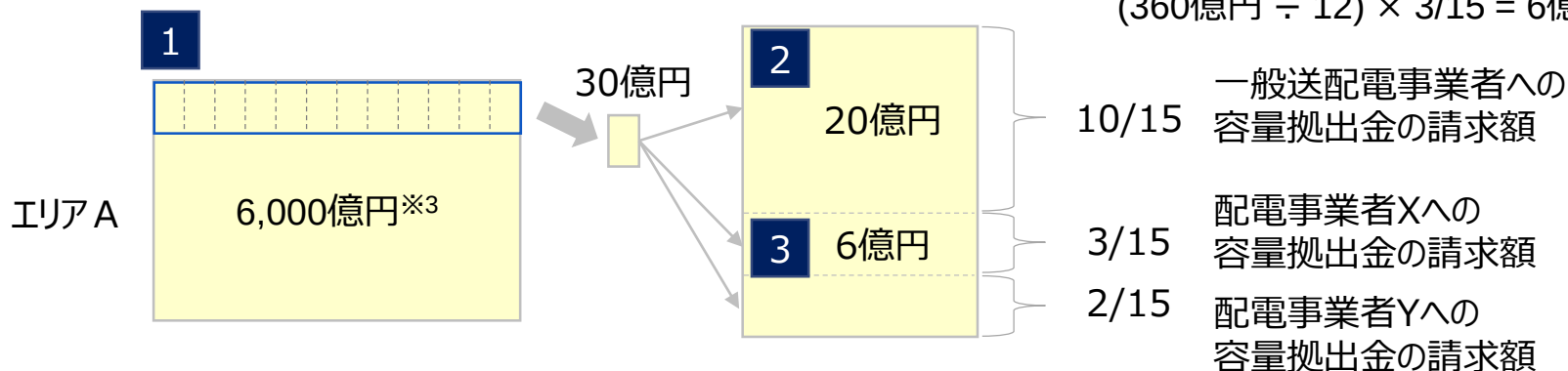
計算イメージ

例)

エリアの約定価格 × エリアのH3需要※3：6,000億円

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者X・Yが存在
一般送配電事業者の配電比率：10/15
配電事業者Xの配分比率：3/15
配電事業者Yの配分比率：2/15

- 1 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
 $6,000\text{億円} \times 6\% = 360\text{億円}$
- 2 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
 $(360\text{億円} \div 12) \times 10/15 = 20\text{億円}$
- 3 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
 $(360\text{億円} \div 12) \times 3/15 = 6\text{億円}$



※3：「全国の容量拠出金の総額 × 当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

5. 容量拠出金の計算方法

③小売電気事業者の負担総額の算定

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

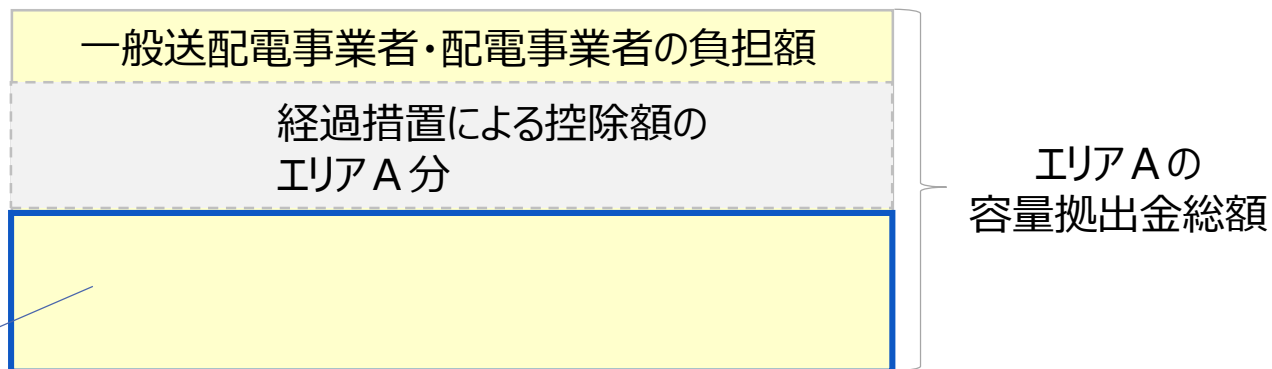
③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

35

- 小売電気事業者の負担総額は、当該エリアの容量拠出金総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算することで算定します。

イメージ図



エリアAの小売電気事業者の負担総額

5.容量拋出金の計算方法

③小売電気事業者の負担総額の算定_計算例

①エリア別容量拋出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

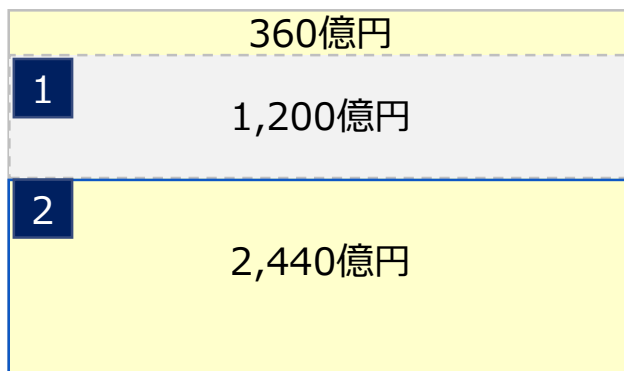
36

$$\text{■ エリア別の小売電気事業者の負担総額} = \text{エリア別の容量拋出金総額} - \text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額} - \text{エリア別の経過措置による控除額※}$$

※：エリア別の経過措置による控除額 = $\Sigma(\text{経過措置対象電源等の経過措置による控除額}) \times \text{当該エリアのH3需要比率}$

計算イメージ

例)
エリアAの容量拋出金総額：4,000億円
エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額：360億円
経過措置対象電源等の経過措置による控除額合計：6,000億円
エリアAのH3需要比率：20%



1 エリア別の経過措置による控除額
 $6,000\text{億円} \times 20\% = 1,200\text{億円}$

2 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $4,000\text{億円} - 360\text{億円} - 1,200\text{億円} = 2,440\text{億円}$

5. 容量拠出金の計算方法

④ 各小売電気事業者への請求額の算定

① エリア別容量拠出金
総額の算定

② 一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③ 小売電気事業者
の負担総額の算定

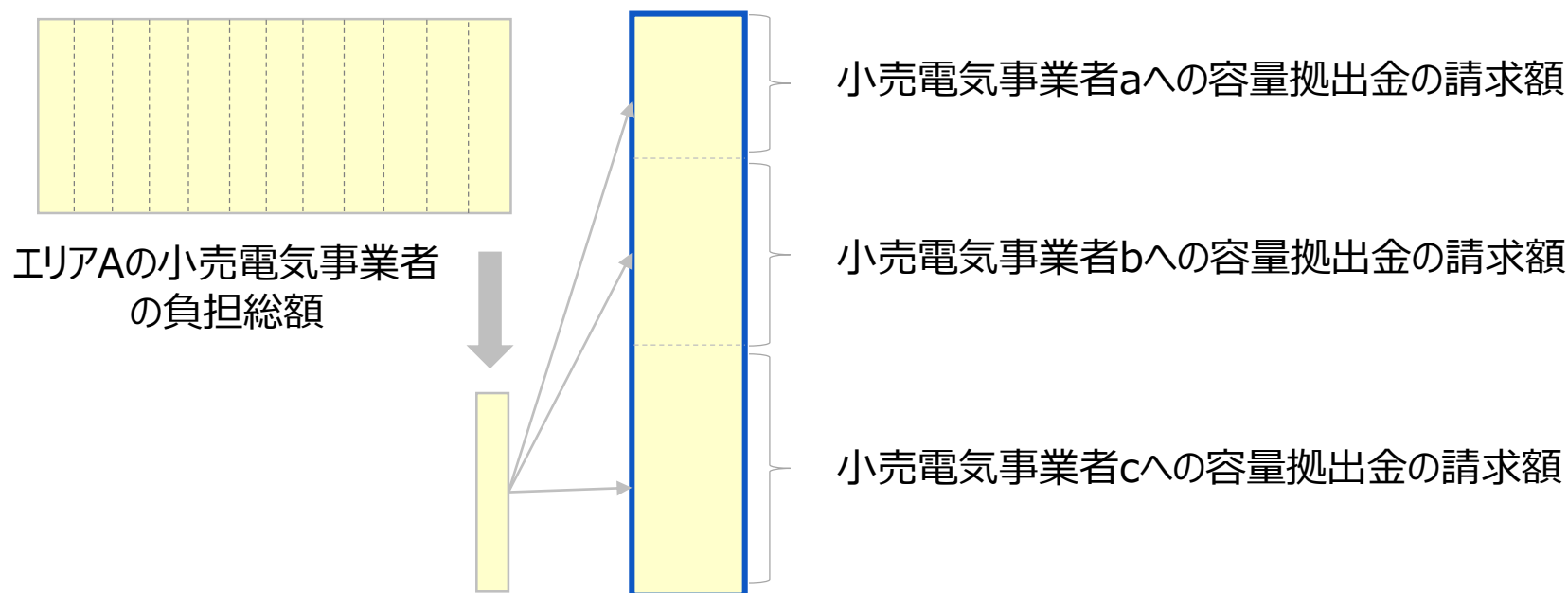
④ 各小売電気事業者
の請求額の算定

37

- 各小売電気事業者への請求額は、エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、各小売電気事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

イメージ図

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在する場合



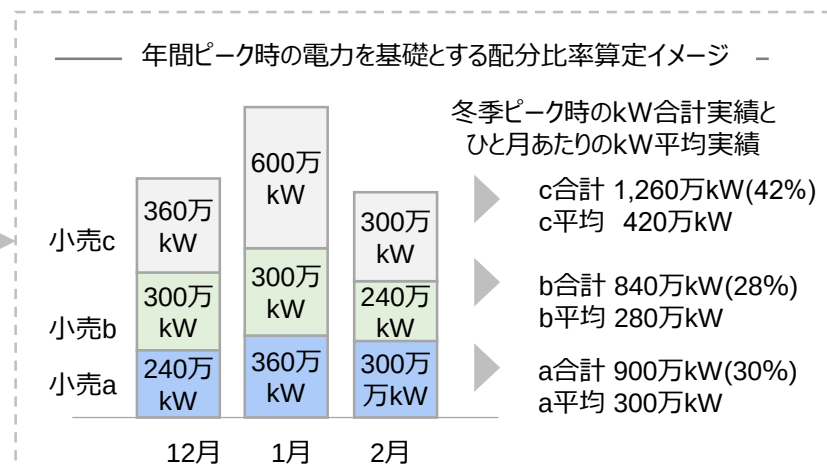
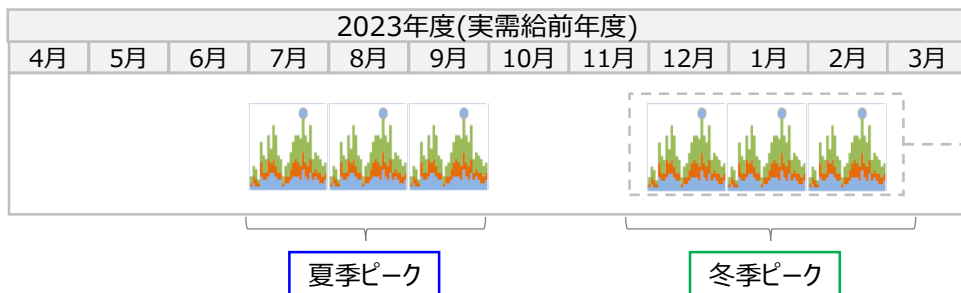
5.容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_配分比率計算方法(1/2)

38

- 各小売電気事業者の毎月の配分比率は、前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)を基礎とし、実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味します。当該配分比率に基づき各小売電気事業者の毎月の請求額を本機関が決定します。
- 年間ピークとは「7～9月/12～2月の各月における最大需要発生時(1時間)※における電力使用量を合計したものの(kW)の当該期間における比率」を指し、それぞれ容量拠出金1～6回目(4月～9月分)/7～12回目(10月～3月分)の請求額算定の基礎となります。

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



5. 容量拠出金の計算方法

④ 各小売電気事業者への請求額の算定_配分比率計算方法(2/2)

39

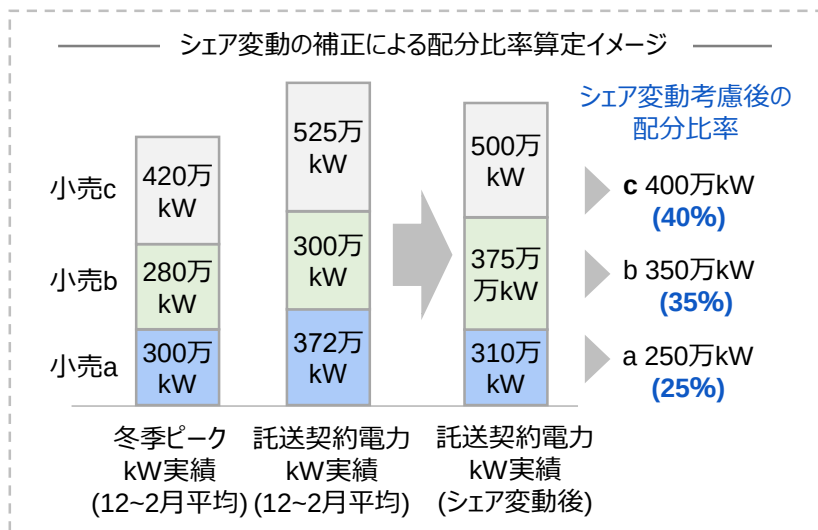
- 「実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を各小売電気事業者への容量拠出金の請求額に反映することを指します。

- シェア変動考慮後の配分比率は以下の式によって算定されます。

$$\text{シェア変動考慮後のkW(推定)} = \text{年間ピーク時のkW実績} \times \frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$$

$$\text{シェア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考)シェア変動考慮後の配分比率の算定方法

➤ 小売aのシェア変動考慮後のkW
 $300\text{万kW} \times 310\text{万kW} \div 372\text{万kW} = 250\text{万kW}$

➤ 小売aのシェア変動考慮後の配分比率
 $250\text{万kW} \div (250\text{万kW} + 350\text{万kW} + 400\text{万kW}) = 0.25 \rightarrow 25\%$

5. 容量拠出金の計算方法 (参考) 年間ピーク時のkW実績の算定方法

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

40

■ 下記算式内の年間ピーク時のkW実績は、各一般送配電事業者から本機関に提出される同時同量監視情報から算定されます。

$$\text{シェア変動考慮後のkW(推定)} = \text{年間ピーク時のkW実績} \times \frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$$

一般送配電事業者

同時同量監視
情報の提出

広域機関

(広域機関システム)

エリア
Y

事業者コード	同時同量監視情報の 接続対象電力量
300XY	100
300XY	500
400XY	200
411XY	自己託送用の事業者コード
422XY	は抽出に含めない

エリア
Z

事業者コード	同時同量監視情報の 接続対象電力量
500XZ	150
600XZ	0

広域機関システム

事業者コード	事業者名
300XY	A電力
400XY	Bパワー
500XZ	Cエナジー
600XZ	Dエネルギー

事業者名

同時同量監視情報の
接続対象電力量

A電力	600(=100+500)
Bパワー	200

これらの同時同量
監視情報を基に
年間ピーク時のkW
実績が算定されます

事業者名

同時同量監視情報の
接続対象電力量

Cエナジー	150
Dエネルギー	0

5.容量拠出金の計算方法

④各小売電気事業者への請求額の算定_計算例

①エリア別容量拠出金
総額の算定

②一般送配電事業
者・配電事業者の負担
総額と請求額の算定

③小売電気事業者
の負担総額の算定

④各小売電気事業者
の請求額の算定

41

■ 各小売電気事業者への毎月の請求額 = (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) × シェア変動考慮後の配分比率※

$$\text{※：シェア変動考慮後の配分比率} = \frac{\text{年間ピーク時のkW実績} \times \frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$$

計算イメージ

例)

エリアAの小売電気事業者の負担総額 : 2,440億円

エリアAには小売電気事業者a・b・cが存在

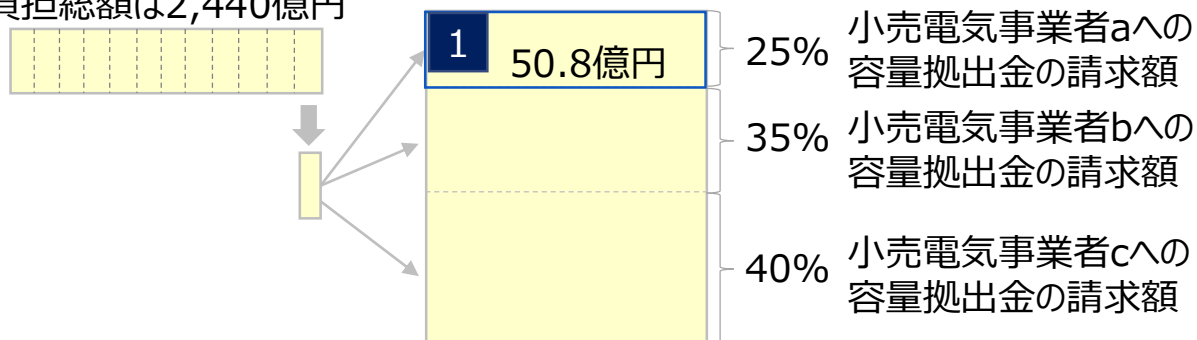
小売電気事業者aのシェア変動考慮後の配分比率 : 25%

小売電気事業者bのシェア変動考慮後の配分比率 : 35%

小売電気事業者cのシェア変動考慮後の配分比率 : 40%

1 エリアAの小売aへのある月の請求額
(2,440億円 ÷ 12) × 25% = 50.8億円

エリアAの小売電気事業者の
負担総額は2,440億円



5.容量拠出金の計算方法 (参考)年次精算(一般送配電事業者・配電事業者)

42

- 一般送配電事業者・配電事業者が対象となる年次精算は未回収分の追加請求となります。
- 倒産などを起因とする配電事業者の未回収分は、年次精算にてエリア内の一般送配電事業者や配電事業者へ追加請求します。
- 各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。

$$\text{未回収の追加請求額} = \text{未収金額} \times \frac{\text{当該年度の容量拠出金実際支払額}}{\text{当該年度における当該エリアの全事業者の容量拠出金実際支払額※}}$$

※：未払が発生した事業者分の容量拠出金は除く

計算イメージ

例)

エリアAには一般送配電事業者、配電事業者α・βが存在

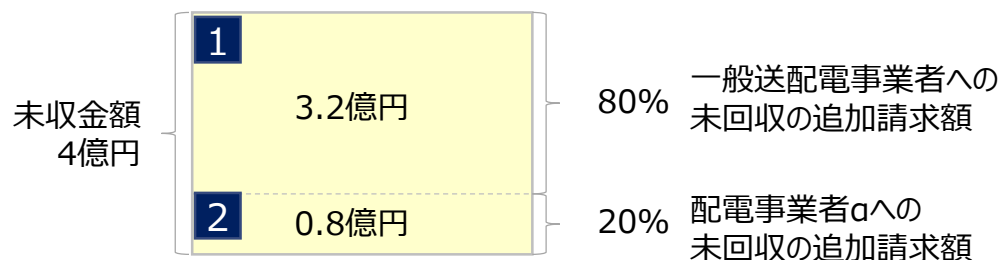
一般送配電事業者の実際支払額：160億円

配電事業者αの実際支払額：40億円

配電事業者βの実際支払額：36億円

期中に配電事業者β社が倒産し、4億円の未回収が発生

- 1 一般送配電事業者への未回収の追加請求額
 $4\text{億円} \times 160\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 3.2\text{億円}$
- 2 配電事業者αへの未回収の追加請求額
 $4\text{億円} \times 40\text{億円} / (160\text{億円} + 40\text{億円}) = 0.8\text{億円}$



5.容量拋出金の計算方法 (参考)年次精算(小売電気事業者)

43

- 小売電気事業者が対象となる年次精算は未回収分の追加請求及び還元となります。
- 倒産などを起因とする小売電気事業者の未回収分は、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ追加請求します。
- 実需給期間前・実需給期間中に容量提供事業者から回収した経済的ペナルティは、年次精算にて全国の小売電気事業者※へ還元します。

各社への追加請求額に関する計算式は以下になります。(金額が負の値となる場合は還元額)

$$\text{未回収の追加請求額} = (\text{未収金額} - \text{経済的ペナルティ額等}) \times \frac{\text{対象事業者の当該年度の容量拋出金実際支払額}}{\text{当該年度における全国の全事業者の容量拋出金実際支払額※}}$$

※：未払が発生した事業者は対象から除く

計算イメージ

例)

エリアA及びエリアBについて、エリアAには小売電気事業者①、②がエリアBには小売電気事業者③、④が存在

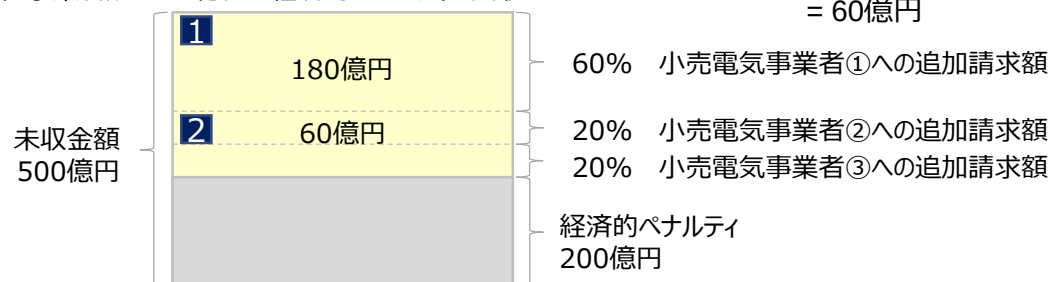
小売電気事業者①の実際支払額：600億円

小売電気事業者②の実際支払額：200億円

小売電気事業者③の実際支払額：200億円

小売電気事業者④の実際支払額：300億円

期中に小売電気事業者④社が倒産し、500億円の未回収が発生
容量提供事業者から200億円の経済的ペナルティを回収



1 小売電気事業者①への未回収の追加請求額
(500億円 - 200億円) × 600億円 / (600億円 + 200億円 + 200億円)
= 180億円

2 小売電気事業者②への未回収の追加請求額
(500億円 - 200億円) × 200億円 / (600億円 + 200億円 + 200億円)
= 60億円

5.容量拠出金の計算方法

(参考)容量拠出金仮請求額通知書（年間総額）の算定式

44

- 実需給2024年度に係る容量拠出金について、2024年7月の請求開始にあたって、2023年12月に仮請求額通知書（年間総額）を送付予定です。

- 各小売電気事業者へ通知する仮請求額に関する計算式は以下になります。

$$\text{仮請求額（年間総額）} = \frac{\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額}}{\text{当該エリアの各小売電気事業者の夏季ピーク時のkW実績}} \times \text{当該エリアの夏季ピーク時のkW合計}$$

- 2023年12月時点で入手可能な諸元（2023年7～9月のピーク時の電力（kW））を用いた概算金額をお知らせすることを目的としており、2024年7月以降の実際の請求額とは以下の点で計算方法が異なることにご留意ください。

- 7～12回目（10月～3月分）の概算において、冬季ピークではなく、夏季ピークを用いて計算します
- 各月の託送契約電力のシェア変動による補正を考慮していません

5.容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した配電事業者の配分比率算定

45

- 年間最大H3需要の発生月よりもあとに新規参入があった場合は、配賦の基準となるH3需要が存在しないため、新規参入月以降の各月のH3需要から平均シェアを算定した上で配分します。

配電事業者が新規参入する場合の算定方法(例)

配電事業者bは2024年12月から新規参入した事業者であり、
2024年12月～2025年3月の各月H3需要から算定した平均シェアが0.2
この場合、エリアのH3需要は $15 \times 0.2 = 3$

2024年4月

2024年12月

エリアAの 一般送配電事業者・ 配電事業者の 負担総額 $\times 1/12$ エリアAの 年間最大H3需要 発生月(8月)における 各事業者の H3需要合計 : 15	配電事業者a H3需要 : 2	配電事業者a H3需要 : 2
	一般送配電事業者 H3需要 : 13	配電事業者b H3需要 : 3 一般送配電事業者 H3需要 : 10

具体的な算定のイメージ

・エリアAの容量拠出金負担額が1,800の場合
⇒エリアAの各月負担額は150

2024年4月～2024年11月

配電事業者a :
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 130 ($=150 - 20$)

2024年12月～2025年3月

配電事業者a :
月次負担額 20 ($=150 \times 2/15$)

配電事業者b :
月次負担額 30 ($=150 \times 3/15$)

一般送配電事業者
月次負担額 100 ($=150 - 30 - 20$)

5.容量拠出金の計算方法

(参考)実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定

46

- 小売電気事業者の容量拠出金のシェア配分は、前年度の夏冬のピーク時のシェアと、前年度と当年度の契約電力の比率を用いて算定が行われます。
- 小売電気事業者が新規参入した場合は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、当該年度の各月託送契約電力全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率を維持するようにエリアシェアkWを算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の託送契約電力の按分によって、個々の事業者のシェアを算定※します。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う。

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \text{前年度の年間ピーク時のkW} \times \frac{\text{実需給期間の当該月の託送契約電力kW}}{\text{前年度の年間ピーク時の託送契約電力kW}}$$

$$\begin{aligned} \text{実需給期間中に新規参入した小売電気事業者のシェアkW} = & \frac{\text{当該月の託送契約電力に占める新規参入事業者の比率} \times \text{エリア内の新規参入以外の事業者のエリアシェア合計kW}}{\text{当該月の託送契約電力に占める新規参入以外の事業者の比率}} \times \frac{\text{新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW}}{\text{新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力合計kW}} \end{aligned}$$

<計算例>

事業者名	区分	前年度 年間ピーク時 kW	前年度 年間ピーク時 託送契約電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW
A	-	2,500	2,000	2,200	2,750
B	-	2,000	1,500	1,650	2,200
C	撤退	1,500	1,000	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	エリア比率 50	①
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	3.75% 100	② 64
					X=193 ③ 129
合計		6,000	4,500	4,000	④ 5,143

**新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWの
エリア比率3.75%を維持するエリアシェアkWを算定**

$$\begin{aligned} \text{① } X &= (2,750 + 2,200 + X) \times 3.75 \% \\ X &= 192.85 \div 193 \end{aligned}$$

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWで按分

$$\begin{aligned} \text{② } &193 \times 50 \div 150 \div 64 ※ \\ \text{③ } &193 \times 100 \div 150 \div 129 ※ \end{aligned}$$

※小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整

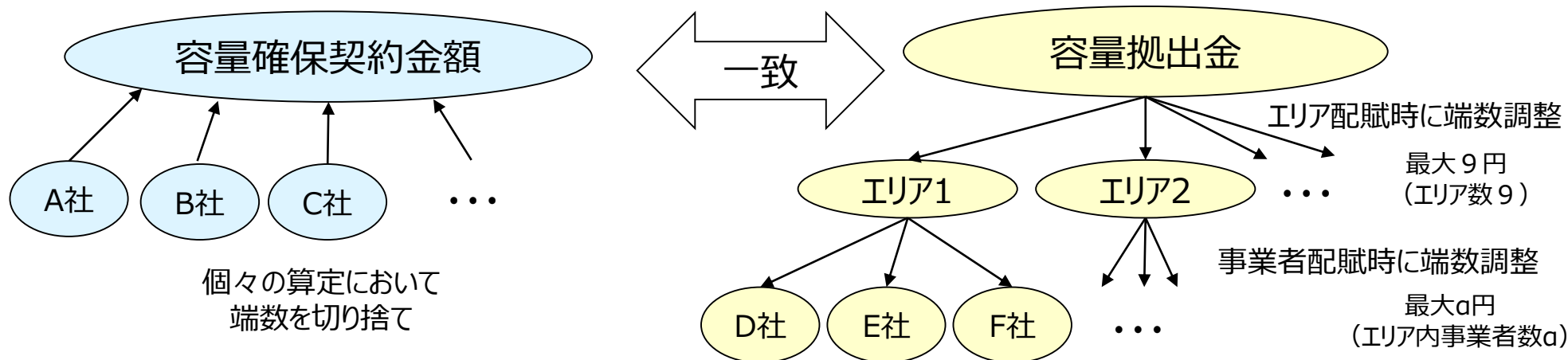
$$\text{④ } 2,750 + 2,200 + 193 = 5,143$$

本スライドで使用している試算用の数値に根拠はありません。

5.容量拠出金の計算方法 (参考)容量拠出金の端数調整

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要な場合、端数の切り捨てにより端数調整を行います。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- **容量拠出金の算定過程の整数化**においては、**端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合はエリア配賦時・事業者配賦時に調整**※します。

※プラスとマイナスの両方の調整が行われます。



6.容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 小売電気事業者等に係る取引一覧

48

- 小売電気事業者等に関連する取引として、容量拠出金の支払い、未回収分の追加請求、還元があります。

取引の種類	取引の性質
容量拠出金※1	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、供給力を維持・確保するための手段として支払う費用と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている
未回収分の追加請求※1	未回収の容量拠出金が生じた場合の、回収先変更による追加的な請求であり、取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様である
還元※2	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の差額調整として、一旦回収した容量拠出金の事後的な返還と位置付けられる

※ 1 : 小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が対象

※ 2 : 小売電気事業者のみが対象

6.容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 容量市場における消費税の取り扱い

49

- 容量確保契約金額、容量拠出金は消費税の課税対象となります。
- 実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」を参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

（例1）容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関より受け取るようになります。

容量確保契約金額： **課税対象**

（例2）容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって7,000万円に減額になった場合、消費税(10%)の700万円を含めた計7,700万円を広域機関より受け取るようになります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

（例3）容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって1億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に1,000万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

実需給期間中の
経済的ペナルティ： **課税対象** / **不課税対象**

* 経済的ペナルティのうち、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象

(2) 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）
小売電気事業者から広域機関に支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。
（例）容量拠出金が1億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関に支払うこととなります。

容量拠出金： **課税対象**

出典：容量市場における税金の取り扱いについて

(https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210212_youroutax.pdf)

6.容量拠出金に係る取引の性質や税務処理 容量市場に係る取引別の消費税の取り扱い

50

- 小売電気事業者等に関連する取引として、容量拠出金、未回収分の追加請求、還元があります。
- 既に公表済みの情報を含め、容量市場取引別の消費税の取扱いは以下の通りです。

取引の種類	取引の性質	消費税の取り扱い※
容量拠出金※ ¹	小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が、供給力を維持・確保するための手段として支払う費用と位置づけられる。制度設計上も容量確保契約金額の原資とされている	課税
未回収分の追加請求※ ¹	未回収の容量拠出金が生じた場合の、回収先変更による追加的な請求であり、取引上の位置づけは通常の容量拠出金請求と同様である	課税
還元※ ²	経済的ペナルティなどの発生に伴い減少する容量確保契約金額の年間総額と容量拠出金の年間総額の差額調整として、一旦回収した容量拠出金の事後的な返還と位置付けられる	課税

※¹：小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が対象

※²：小売電気事業者のみが対象

- 【Q-1】各小売電気事業者への請求額の算定における最大需要発生時（1時間）について、各小売毎の最大需要発生時の値か、それとも、当該エリア全体の最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用しますか。
- 【A-1】各小売電気事業者へ請求する容量拠出金の算定に使用する最大需要発生時（1時間）は、当該エリアの最大需要発生時における各小売電気事業者の値を使用します。
- 【Q-2】容量拠出金はBGに関わらず、各小売電気事業者に請求されますか。
- 【A-2】容量拠出金の請求は、各小売電気事業者それぞれに対して行われます。
- 【Q-3】容量拠出金の算定について、自己託送を行う需要分についてはどのように扱われますか。
- 【A-3】自己託送に関わる需要は容量拠出金の算定対象外となりますが、自己託送ではない、系統からの購入電力による需要に対する契約電力分は容量拠出金の算定対象となります。
- 【Q-4】登録特定送配電事業者も、容量拠出金の請求対象でしょうか。
- 【A-4】登録特定送配電事業者が系統から電力の供給を受けている場合は、その部分に関しては小売電気事業者と同様に容量拠出金の請求対象となります。ただし、一般の需要とは区別された特定の供給地点の需要に対し、自エリア内での供給力のみをもって供給を行っている場合に限り、容量拠出金の請求対象外となります。

- 【Q-5】実需給前年度にて事業を休止し、実需給年度に事業を再開する予定だが、その場合、容量拠出金はどのように算定されますか。
- 【A-5】実需給前年度の年間（夏季／冬季）のピーク時の電力（kW）がゼロであり、託送契約電力kWの実績もゼロの場合は新規参入として、実需給年度各月の託送契約電力kWをもとに容量拠出金を算定します。
- 【Q-6】各小売電気事業者の配分比率の計算に使用する電力量は、需要端でしょうか、あるいは送電端でしょうか。
- 【A-6】各小売電気事業者の配分比率の算定のために用いる電力量は送電端となります。
- 【Q-7】シェア変動を計算する託送契約断面日を教えてください（例えば4月1日の託送契約電力（kW）となるのか）。
- 【A-7】託送契約電力（kW）実績を算定する際、託送料金の計算に用いた託送契約電力（kW）の合算値を使用いたします。このため、例えば「4月分」であっても検針日等により、託送契約電力（kW）の計算期間は異なってくると存じます。本機関としては、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力（kW）の実績を正として算定いたします。

- 【Q-8】各小売電気事業者のシェア変動を計算する場合の有効桁数は小数点以下何桁ですか。
- 【A-8】各小売電気事業者のシェア比率の算出においては、小数点以下16桁までを有効数字として扱います（実数の小数点以下第17位を四捨五入）。
- 【Q-9】容量拠出金が各小売電気事業者の負担となることから、容量拠出金を需要家の電気料金に反映する場合もあるかと存じます。小売電気料金への反映は禁止されていないものと存じますが、反映するにあたってルール等があればご教示いただけますでしょうか。
- 【A-9】容量拠出金に係る、小売電気料金への反映可否、方法については各事業者様のご判断となります。
- 【Q-10】実需給前年度冬季ピークの最終月（2月）に需給実績があれば、通常の算定方法となりますか。また、需要実績が前年度2月は発生せず、3月から発生していた場合、前年度実績は無しとして、新規参入扱いとなりますか。
- 【A-10】実需給前年度2月分の託送契約電力（kW）が存在する場合、2024年度後半（10～3月分）については新規参入とならず、通常の算定方法で容量拠出金の算定を行います。実需給前年度のピーク実績が存在せず、3月以降に託送契約電力（kW）が発生した場合、新規参入扱い（本資料P46の算定方法）となります。

- 【Q-11】ある小売電気事業者が、容量提供事業者として容量確保契約も締結していた場合、月次の容量確保契約金額と容量拠出金が相殺されることはありますか。
- 【A-11】容量確保契約金額の支払と、容量拠出金の請求は別々に行われます。
- 【Q-12】小売電気事業者が2024年3月まで小売需要家が存在し、2024年4月から需要家数が0件となった場合、2024年4月分の容量拠出金は0円になる理解でよいのか。
- 【A-12】実需給年度において、各一般送配電事業者から連携される託送契約電力（kW）の実績が0kWであれば、容量拠出金は0円となります。
- 【Q-13】部分供給の場合、容量拠出金はどのように算定されるか。
- 【A-13】容量市場の容量拠出金の算定方法は、実需給前年度の夏季・冬季ピーク時の電力使用量の実績比率にもとづいて算定が実施され、実需給年度の各月の託送契約kWによるシェア補正が行われます。容量市場はkW価値に対して取引を行うことから、容量市場の実需給年度の各月のシェア補正の算定は、kWの供給力を確保していく考え方に沿って各小売電気事業者の託送契約電力kWを用いることと国において整理がなされ、具体的な算定方法については各小売電気事業者の当該地点の託送契約電力（kW）が用いられます。なお、部分供給地点の場合でも、前述の内容に変更はございません。

- 【Q-14】実需給年度の各月のシェア補正の算定に用いられる託送契約電力（kW）には、自家発補給契約電力分も含まれるのか。
- 【A-14】自家発補給契約が適用される需要における託送契約電力（kW）も、実績に含まれます。
- 【Q-15】小売電気事業者の容量拠出金算定に用いるピーク時の値には最終保証供給分が含まれるか。
- 【A-15】最終保障供給分のkWは含まれません。

- 問合せ先は下記ページをご確認ください。

- <https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html>

広域機関の会員になる方 発電事業者 小売事業者 送配電事業者 容量市場関係の方 再エネ関係の方

ホーム > 容量市場・発電設備等の情報掲載板 > 容量市場 > お問い合わせ > 容量市場に関するお問い合わせ連絡先

更新日：2021年7月8日

— 容量市場に関するお問い合わせ連絡先 —

容量市場に関するお問い合わせ連絡先をご案内します。
なお、恐れ入りますが、お問い合わせの前にFAQをご覧ください。

容量市場 FAQ

現在、多くのお問い合わせをいただいております、回答までに7~10日ほどのお時間をいただいておりますので、ご了承下さい。

— 参加登録専用問合せ窓口

- 下記に関するお問い合わせは、参加登録お問い合わせフォーマットにご記入の上（※）、以下のメールアドレスまでお送りください。
- 参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）
※応札に関するお問い合わせは、その他の問合せ窓口にお送りください。
- 事業者コード・クライアント証明書・系統コード
※事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得申請に関するお問い合わせ先は、下記資料内をご参照ください。

資料：容量市場における事業者コード・クライアント証明書・系統コードの取得について (718KB)

メールアドレス：youryou_toroku@occto.or.jp

参加登録お問い合わせフォーマット (20KB)

※メール本文への質問事項の記入はお控え下さい

— その他の問合せ窓口

参加登録以外に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお送りください。お問い合わせ内容はメール本文に記載していただいて構いません。
なお、お問い合わせの際には、「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号」を明記するようにしてください。

メールアドレス：youryou_inquiry@occto.or.jp

こちらまでお問い合わせください。
「その他の問合せ窓口」
メールアドレス
youryou_inquiry@occto.or.jp

(参考資料) 容量拋出金の概算シミュレーション※

※この概算シミュレーションで用いる算定式は、実際の容量拋出金や仮請求額の算定式とは異なります。
参考として対象実需給年度2024年度の容量拋出金の概算シミュレーション値を把握するためのものとしてご活用ください。

- 2023年12月に、対象実需給年度2024年度の容量拠出金の仮請求額通知書（年間総額）を発行予定ですが、参考として2022年度の実績値を用いて容量拠出金の概算シミュレーション値を把握されたい場合は、下記の計算式及び次ページ以降の情報に基づいて算定ください。

凡例

赤文字：自社の数値を当てはめる項目

青文字：各社が使用する数値が共通かつ本機関が提供する情報

一般送配電事業者・配電事業者を対象とした1か月あたりの概算シミュレーション値の計算式

$$\left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{\div 12} \right) \times \frac{\text{自社が託送供給を行う地域のH3需要}^{\ast}}{\text{エリア全体のH3需要}^{\ast}}$$

小売電気事業者を対象とした1か月あたりの概算シミュレーション値の計算式

$$\left(\frac{\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額}}{\div 12} \right) \times \frac{\text{年間ピーク時における自社のkW実績}}{\text{当該エリアでの年間ピーク時のkW合計}}$$

- 容量拠出金の概算シミュレーションに必要な2024年度における「エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金」及び「エリア別の小売電気事業者の容量拠出金」の試算金額は以下の通りです。
- なお、以下は容量提供事業者の経済的ペナルティが無い場合の容量拠出金（試算値）です。

各エリアの各事業者の容量拠出金（試算）総額（単位：円）

エリア	一般送配電事業者・配電事業者 の容量拠出金（円）	小売電気事業者 の容量拠出金（円）
北海道	4,225,832,040	46,308,918,990
東北	11,445,032,460	125,420,763,536
東京	44,913,249,000	492,183,312,030
中部	20,696,568,000	226,804,019,142
北陸	4,164,675,378	45,638,731,704
関西	22,342,114,800	244,836,797,713
中国	8,831,666,640	96,782,108,496
四国	4,164,760,200	45,639,661,229
九州	12,906,515,520	141,436,473,576
計	133,690,414,038	1,465,050,786,416

小売電気事業者の負担は、一般送配電事業者負担分（「H3 需要の6%相当分 kW×約定価格（エリア毎の約定価格）」と経過措置控除分を差し引いた試算値です。

（注：四捨五入の関係で合計が合わないことがあります。）

- 一般送配電事業者・配電事業者において、容量拠出金の概算シミュレーションに用いる、2023年度供給計画の第1年度の計画における各エリアの「エリア全体のH3需要(最大需要発生月)」は以下の通りです。

————— エリア全体のH3需要(2023年度供給計画の第1年度の計画) (単位：万kW) —————

エリア	エリア全体のH3需要	最大需要発生月
北海道	498	2月
東北	1,369	1月
東京	5,499	7月、8月
中部	2,455	7月、8月
北陸	518	1月、2月
関西	2,741	7月、8月
中国	1,043	7月、8月
四国	497	7月、8月
九州	1,537	7月、8月

- 一般送配電事業者・配電事業者において、容量拠出金の概算シミュレーションに必要な、2023年度供給計画の第1年度の計画における各エリアの各月における「エリア全体のH3需要」(赤枠の月が最大需要発生月)は以下の通りです。

エリア全体のH3需要：2023年度供給計画の第1年度の計画（単位：万kW）

エリア	エリア全体のH3需要												最大需要発生月
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北海道	397	355	356	409	416	387	390	444	481	498	495	453	
東北	1,085	1,012	1,084	1,312	1,338	1,180	1,033	1,161	1,305	1,369	1,365	1,229	
東京	3,846	3,717	4,281	5,499	5,499	4,650	3,827	4,020	4,469	4,884	4,884	4,337	
中部	1,799	1,807	2,019	2,455	2,455	2,208	1,879	1,902	2,159	2,342	2,342	2,050	
北陸	386	352	404	495	495	438	373	410	476	518	518	452	
関西	1,798	1,828	2,117	2,741	2,741	2,314	1,890	1,914	2,349	2,518	2,518	2,115	
中国	757	747	835	1,043	1,043	931	770	836	1,013	1,037	1,037	902	
四国	334	342	386	497	497	425	369	370	458	458	458	395	
九州	1,000	1,048	1,203	1,537	1,537	1,320	1,109	1,152	1,393	1,454	1,454	1,223	

- 小売電気事業者において、容量拠出金の概算シミュレーションに用いる、2022年度における各エリアの「年間ピーク時のkW合計※」の実績は以下の通りです。

※：実需給2024年度を対象として、仮請求額算定では2023年度の夏季ピーク時のkWを用いて、実際の請求額算定には2023年度の年間ピーク時のkW合計を用いる

各エリアの年間ピーク時のkW合計(2022年度、単位：万kW)※1

エリア	夏季ピークのkW合計 (2022/7~2022/9の平均)	最大需要発生時			冬季ピークのkW合計 (2022/12~2023/2の平均)	最大需要発生時		
		2022/7	2022/8	2022/9		2022/12	2023/1	2023/2
北海道	1,169 (390)	7/29 16:00	8/9 14:00	9/13 18:00	1,577 (526)	12/14 16:00	1/25 9:00	2/10 9:00
東北	3,943 (1,314)	7/29 13:00	8/1 14:00	9/6 14:00	4,257 (1,419)	12/19 17:00	1/25 9:00	2/15 9:00
東京	16,360 (5,453)	7/1 14:00	8/2 13:00	9/1 13:00	15,001 (5,000)	12/22 9:00	1/25 9:00	2/10 11:00
中部	7,426 (2,475)	7/1 14:00	8/2 14:00	9/14 14:00	6,962 (2,321)	12/19 9:00	1/25 9:00	2/1 9:00
北陸	1,510 (503)	7/29 14:00	8/1 14:00	9/6 14:00	1,567 (522)	12/23 10:00	1/25 10:00	2/15 9:00
関西	8,030 (2,677)	7/26 16:00	8/3 14:00	9/13 14:00	7,368 (2,456)	12/23 9:00	1/27 11:00	2/16 9:00
中国	3,056 (1,019)	7/1 14:00	8/3 14:00	9/15 13:00	3,052 (1,017)	12/23 9:00	1/24 18:00	2/1 9:00
四国	1,502 (501)	7/26 14:00	8/3 13:00	9/14 13:00	1,455 (485)	12/23 9:00	1/25 9:00	2/1 9:00
九州	4,620 (1,540)	7/28 13:00	8/2 13:00	9/14 14:00	4,389 (1,463)	12/23 9:00	1/25 9:00	2/6 9:00